徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００２号 令和８年１０月１６日発行

目　　次

※は県例規集登載

【条例】

番　号	表　　題	担当課名
３０※	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課 行政改革室
３１※	徳島県地域未来基金条例	市町村課
３２※	徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例	環境管理課
３３※	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例	子育て応援課
３４※	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	こども家庭支援課
３５※	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	産業人材課
３６※	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	農山漁村振興課
３７※	特定都市河川浸水被害対策法施行条例	河川整備課

【規則】

番　号	表　　題	担当課名
５９※	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	こども家庭支援課
６０※	徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	産業人材課
６１※	特定都市河川浸水被害対策法施行細則	河川整備課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第30号）

１　市町村が処理している土地区画整理法の事務の範囲を改めることとした。

２　高圧ガス保安法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

３　この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、２については、令和８年12月21日から施行することとした。

● **徳島県地域未来基金条例**（条例第31号）

１　大規模な投資を呼び込み、県内において産業クラスターを戦略的に形成する事業並びに多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業及び地域経済の持続的な成長を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

２　基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

３　基金は、１の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

４　基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

５　この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例**（条例第32号）

１　災害対策基本法の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業については、徳島県環境影響評価条例の規定を適用しないこととした。

２　この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例**（条例第33号）

１　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）における満３歳以上の学級の編制基準を改めることとした。

２　認定こども園に配置しなければならない保育士の資格を有する者について、１人に限って、理学療法士等であり、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をもって代えることができることとした。

３　満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置基準に係る経過措置について、その終期を設定することとした。

４　その他所要の改正を行うこととした。

５　この条例は、公布の日（一部については、令和８年12月25日）から施行することとした。

６　１について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **児童福祉法施行条例の一部を改正する条例**（条例第34号）

１　一時保護委託者の登録に関する基準を定めることとした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第35号）

１　知事は、特別の理由があると認めるときは、徳島県職業能力開発校の入校料（以下「入校料」という。）の全部又は一部を免除することができることとした。

２　知事は、特別の理由があると認めるときは、既納の入校料の全部又は一部を還付することができることとした。
３　この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

● **県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第36号）

１　県営土地改良事業の分担金の督促手数料について、郵便法第67条第２項第３号に規定する定形郵便物の料金の額に相当する額とすることとした。
２　この条例は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **特定都市河川浸水被害対策法施行条例**（条例第37号）

１　雨水浸透阻害行為の許可を受けた者が、当該許可に係る工事に関し知事に行う届出等について定めることとした。
２　特定都市河川浸水被害対策法において条例で定めることとされている雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めることとした。
３　その他所要の規定を設けることとした。
４　この条例は、公布の日から施行することとした。

● **児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**（規則第59号）

１　一時保護委託者の登録の申請等の様式を定めることとした。
２　登録一時保護委託者登録簿の様式を定めることとした。
３　その他所要の整備を行うこととした。
４　この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則**（規則第60号）

１　徳島県職業能力開発校の入校料（以下「入校料」という。）の納付時期を改めることとした。
２　入校料の免除及び還付の申請の手続を定めることとした。
３　その他所要の改正を行うこととした。
４　この規則は、令和９年４月１日から施行することとした。

● **特定都市河川浸水被害対策法施行細則**（規則第61号）

１　雨水浸透阻害行為に関する工事に係る申請書等の様式及び添付図書について定めることとした。
２　雨水浸透阻害行為に関する工事に係る検査済証の交付の手続について定めることとした。
３　雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の様式を定めることとした。
４　雨水浸透阻害行為の検査等に従事する者の身分証明書の様式を定めることとした。
５　その他所要の規定を設けることとした。
６　この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第30号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成11年徳島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表２の項⑭中「の完成検査及び」を「の完成検査、」に、「並びに」を「、」に、「同項第１号」を「同項ただし書」に改め、同項㉘中「同項第１号」を「同項ただし書」に改め、「、同項第２号の規定による認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理」を削り、同項中㉜を削り、㉝を㉜とし、㉞から㊹までを１ずつ繰り上げ、同表58の項⑩中「及び同条第２項」を「、同条第２項本文」に改め、「公告」の次に「及び同項ただし書の規定による申出の受理」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第２項の表２の項の改正規定は、令和８年12月21日から施行する。

徳島県地域未来基金条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第31号

徳島県地域未来基金条例

（設置）

第１条　大規模な投資を呼び込み、県内において産業クラスターを戦略的に形成する事業並びに多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業及び地域経済の持続的な成長を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第32号

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第83条第１項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附　則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第62号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第33号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正）

第１条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年徳島県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第８項」を「第10項」に改める。

附則第３項中「附則第７項」を「附則第８項」に改める。

附則第８項を附則第10項とし、同項の前に次の１項を加える。

９　附則第６項及び第７項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第７項の表前項の項の項名を「附則第６項」に改め、同表に次のように加える。

前項	別表第１の第２の３の⑴のイ及び別表第２の１の⑸の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等

附則中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加える。

7　別表第１の第１の１の⑷の規定、同表の第２の１の⑴、２の⑴のウ並びに３の⑴のイ及びエの規定並びに別表第２の１の⑸、⑹及び⑻の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、１人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第１の第１の２の⑴中「第６条」を「第５条」に改め、同表の第２の２の⑴のア及び３の⑴のア中「35人」を「30人」に改める。

別表第２の１の⑷中「35人」を「30人」に改め、同表の３の⑴中「第６条」を「第５条」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和６年徳島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第２項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分」を「令和10年３月31日まで」に改め、「エ並びに」を削り、「及びエの」を「の」に改め、同項の次に次の１項を加える。

3　認定こども園における子どもに対する教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該認定こども園については、当分の間、改正後の別表第１の第１の１の⑵のエ及び別表第２の１の⑵のエの規定は適用せず、改正前の別表第１の第１の１の⑵のエ及び別表第２の１の⑵のエの規定は、なおその効力を有する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第１の第１の２の⑴の改正規定及び同条例別表第２の３の⑴の改正規定は、令和８年12月25日から施行する。

2　この条例の施行の際現に存する認定こども園における１学級の子どもの数については、改正後の別表第１の第２の２の⑴のア及び３の⑴のア並びに別表第２の１の⑷の規定にかかわらず、令和14年３月31日までは、なお従前の例によることができる。

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第34号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成12年徳島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の１条を加える。

（一時保護委託者の登録に関する基準）

第10条の２　法第34条の22第２項の一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基準については、同条第３項に規定する内閣府令で定める基準の例による。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第５条第４項の当該条例で定める日は、この条例の施行の日とする。

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第35号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和44年徳島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第２条の４第２項に次のただし書を加える。

ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第２条の４中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　知事は、特別の理由があると認めるときは、入校料の全部又は一部を免除することができる。

第２条の５第３項ただし書中「授業料の」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第36号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和27年徳島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第５条中「の総務省令で定める」を「に規定する定形郵便物の料金の」に改める。

附　則

この条例は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第42号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第37号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（工事の着手の届出）

第３条　法第30条の許可（法第37条第１項の規定による許可を含む。次条において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第４条　法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が規則で定める工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了する日の３日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第５条　法第38条第３項の規定による雨水貯留浸透施設の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

（保全調整池の標識の設置）

第６条　法第45条第１項の規定による保全調整池の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

（貯留機能保全区域の標識の設置）

第７条　法第54条第１項の規定による貯留機能保全区域の標識は、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例により設けなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県規則第59号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和44年徳島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（平成14年厚生労働省令第１１６号）」の次に「、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第16号）」を加える。

第17条の11の次に次の２条を加える。

（一時保護委託者の登録の申請等）

第17条の12　法第34条の22第１項の規定による一時保護委託者の登録の申請は、一時保護委託者登録申請書（様式第26号の28）により行わなければならない。

２　法第34条の23の規定による登録一時保護委託者の登録に係る記載事項の変更の届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届（様式第26号の29）により行わなければならない。

３　省令第36条の51に規定する登録一時保護委託者の登録の消除の申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（様式第26号の30）により行わなければならない。

（登録一時保護委託者登録簿）

第17条の13　法第34条の22第５項に規定する登録一時保護委託者登録簿は、様式第26号の31によるものとする。

様式第26号の27の次に次の４様式を加える。

様式第26号の28（第17条の12関係）

年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　所
申請者　氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電　話　　（　　）

一時保護委託者登録申請書

一時保護委託者としての登録を受けたいので、児童福祉法第34条の22第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申　請　者　の　種　別	□法人その他の団体　　□個人
一時保護を行う施設の名称 （個人の場合は、屋号、個人宅等）	
一時保護を行う施設の所在地 （個人の場合は、当該保護を行う場所の所在地）	〒 電話　　（　　）
一時保護の定員（保護定員）	人
事業の種類及び内容	□乳幼児を対象とする一時保護 □児童虐待その他の理由により緊急の保護を要する児童を対象とする一時保護 □その他 （　　）

職員の定数及び職務内容（別紙として添付することも可能）

職　　名	定　　数	職　務　の　内　容
	人	
	人	
	人	

主な職員の氏名及び経歴（別紙として添付することも可能）

職　　名	氏　　名	経　歴（資格等の有無を含む。）

注　１　「申請者の種別」欄及び「事業の種類及び内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

２　次に掲げる書類を添付すること。

⑴　児童福祉法第34条の22第２項の基準（条例で定める基準）に適合していることを証する書類（施設の平面図、設備の概要等）

⑵　児童福祉法第34条の22第４項各号（欠格事由）に該当しない旨及び同条第２項の基準を遵守する旨の誓約書

⑶　法人その他の団体にあっては、定款その他の基本約款及び役員名簿

⑷　その他知事が必要と認める書類

様式第26号の29（第17条の12関係）

年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　所
届出者　氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電　話　　（　　）

登録一時保護委託者登録事項変更届

登録一時保護委託者の登録事項について変更するので、児童福祉法第34条の23の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年　　月　　日	登　録　番　号	第　　号
変更の内容	変　更　事　項 （該当する□にレ印を記入）	変　更　前	変　更　後
	□氏名又は名称 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
	□住所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）		
	□一時保護を行う施設の名称		
	□一時保護を行う施設の所在地		
	□一時保護の定員 （保護定員）		
	□事業の種類及び内容		
変更の理由			
変更（予定）年月日	年　　月　　日		

注　変更を行う日の２週間前までに届け出ること。

様式第26号の30（第17条の12関係）

年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　所
申出者　氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電　話　　（　　）

登録一時保護委託者登録消除申出書

登録一時保護委託者の登録の消除を受けたいので、次のとおり申し出ます。

登　録　年　月　日	年　　月　　日	登録番号	第　　号
消除を申し出る理由			
消除を希望する年月日	年　　月　　日		

注　この申出が、児童福祉法第34条の25の規定に基づく報告の求め、質問、立入検査、改善勧告、登録の取消し等の実施を妨げる目的その他の不正の目的である場合は、登録の消除を行うことができない。

様式第26号の31（第17条の13関係）

登録一時保護委託者登録簿

登録番号	第　　号	登録年月日	年　月　日
１　登録者の基本情報（法第34条の22第１項第１号関係）			
登録者の種別	□法人その他の団体　□個人		
氏名又は名称 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）			
住所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
２　施設及び運営の基準に関する事項（法第34条の22第５項、施行規則第36条の49関係）			
一時保護を行う施設の名称 （個人の場合は、屋号、個人宅等）			
一時保護を行う施設の所在地 （個人の場合は、当該保護を行う場所の所在地）			
一時保護の定員 （保護定員）	人		
事業の種類及び内容	□乳幼児を対象とする一時保護 □児童虐待その他の理由により緊急の保護を要する児童を対象とする一時保護 □その他 （　　）		
３　変更履歴（法第34条の23関係）			
変更年月日	変更事項	変更前	変更後
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
４　登録の消除			
消除年月日	年　月　日		
消除の理由	□登録一時保護委託者登録消除申出書の提出による。 □児童福祉法第34条の25第４項（第５項）の規定による登録の取消し □その他 （　　）		
備考			

様式第39号中「第33条第２項」を「第33条」に、「一時委託」を「一時保護の委託」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第60号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和33年徳島県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第８条中「募集の時期ごとに校長が別に定める日」を「入校する年度の４月30日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第２項の規定による入校料の免除の申請をした者に係る入校料の納付については、校長が別に定めるところによる。

第８条の次に次の２条を加える。

（入校料の免除）

第８条の２　条例第２条の４第２項の規定による入校料の免除を受けようとする者は、校長が別に定める申請書に、本人及び本人の生計を維持している者の住民票の写し及び所得証明書その他の校長が必要と認める書類（第11条において「所得証明書等」という。）を添えて、校長に提出しなければならない。

（入校料の還付）

第８条の３　条例第２条の４第３項ただし書の規定による入校料の還付を受けようとする者は、入校料還付申請書（様式第１号の２）を校長に提出しなければならない。

第10条第１項に次のただし書を加える。

ただし、同条第２項の規定による授業料の免除の申請をした者に係る授業料の納付については、校長が別に定めるところによる。

第11条第１項を次のように改める。

条例第２条の５第２項の規定による授業料の免除を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、校長が別に定める申請書に、所得証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。

第11条第２項中「授業料免除申請書」を「前２項の申請書」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　省令第10条第１項第４号に規定する中学校卒業者等である者が、条例第２条の５第２項の規定による授業料の免除を受けようとするときは、前項の申請書に校長が別に定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第17条第１号中「理由がなく」の次に「入校料又は」を加える。

様式第１号の次に次の１様式を加える。

様式第１号の２（第８条の３関係）

入校料還付申請書

氏　　名		生年月日	年　月　日
現　住　所			
職業能力開発校名			
訓練科名			
還付を受けようとする金額			円
還付を受けようとする具体的理由			

徳島県職業能力開発校の入校料の還付を受けたいので、申請します。

年　　月　　日

氏　　名

現　住　所

保護者氏名

現　住　所

徳島県立　テクノスクール校長　殿

注　申請者が成年者である場合は、保護者の氏名及び現住所の記入は要しない。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号　削除

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

徳島県規則第61号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則を次のように定める。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

（趣旨）

第１条　特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行については、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第１６８号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和８年徳島県条例第37号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（計画説明書）

第２条　省令第16条第２項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（様式第１号）によるものとする。

２　雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）に関する工事及び対策工事（法第31条第１項第３号に規定する対策工事をいう。）の工事工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為協議書の添付図書）

第３条　省令第16条第１項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第１項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

２　省令第18条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等）

第４条　法第37条第２項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式第２号）によるものとする。

２　法第37条第３項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（様式第３号）により行わなければならない。

３　法第37条第４項において準用する法第35条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書により行わなければならない。

４　雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第18条第１項各号に掲げる図書のうち、法第31条第１項各号に掲げる事項の変更（法第37条第１項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

５　省令第18条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（工事の着手の届出）

第５条　条例第３条の規定による届出は、雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（様式第４号）により行わなければならない。

（終了の報告が必要となる工事の工程）

第６条　条例第４条の規則で定める工程は、次に掲げる工程とする。

⑴　地下構造を有する雨水貯留浸透施設（法第２条第６項に規定する雨水貯留浸透施設

をいう。以下同じ。）の設置
⑵　前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程
（工事完了届出書の添付図書）
第７条　省令第26条第１項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、雨水貯留浸透施設の設置を伴わない工事に係るものである場合は、第１号及び第２号に掲げる図書を添付することを要しない。
⑴　雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の１以上のものに限る。）
⑵　雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺５００分の１以上のものに限る。）
⑶　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（工事廃止届出書の添付図書）
第８条　省令第26条第２項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
⑴　廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
⑵　雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の１以上のものに限る。）
⑶　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
（検査済証の交付）
第９条　知事は、法第38条第２項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準（法第33条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。）に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（様式第５号）を法第30条の許可を受けた者に交付するものとする。
（標識の様式）
第10条　次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。
⑴　法第38条第３項の標識　様式第６号
⑵　法第41条第３項の標識　様式第７号
⑶　法第45条第１項の標識　様式第８号
⑷　法第54条第１項の標識　様式第９号
⑸　法第73条第３項の標識　様式第10号
（身分証明書）
第11条　次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。
⑴　法第42条第２項の身分を示す証明書　様式第11号
⑵　法第74条第２項の身分を示す証明書　様式第12号
⑶　法第77条第５項において準用する法第74条第２項の身分を示す証明書　様式第13号
（書類等の提出部数）
第12条　法、省令、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類又は図書の部数は、正本及び副本各１部とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

<table>
<tr><td colspan="12">雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計者</td><td>住所（所在地）</td><td colspan="10">郵便番号　　電話番号</td></tr>
<tr><td>氏名（名称及び代表者の職・氏名）</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td rowspan="4" colspan="2">行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>水路</td><td>ため池</td><td>道路（法面無）</td><td>道路（法面有）</td><td>鉄道線路（法面無）</td><td>鉄道線路（法面有）</td><td>飛行場（法面無）</td><td>飛行場（法面有）</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>舗装された土地（法面を除く。）</td><td>舗装された土地（法面に限る。）</td><td>ゴルフ場</td><td>運動場</td><td>締め固められた土地</td><td>山地</td><td>植生に覆われた法面</td><td>林地・耕地・原野その他</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4" colspan="2">行為区域内の土地利用計画</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>水路</td><td>ため池</td><td>道路（法面無）</td><td>道路（法面有）</td><td>鉄道線路（法面無）</td><td>鉄道線路（法面有）</td><td>飛行場（法面無）</td><td>飛行場（法面有）</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>舗装された土地（法面を除く。）</td><td>舗装された土地（法面に限る。）</td><td>ゴルフ場</td><td>運動場</td><td>締め固められた土地</td><td>山地</td><td>植生に覆われた法面</td><td>林地・耕地・原野その他</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4" colspan="2">対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画</td><td colspan="3">行為前の流出係数</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">行為後の流出係数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">行為前の流出雨水量</td><td colspan="2">㎥／秒</td><td colspan="2">行為後の流出雨水量</td><td colspan="3">㎥／秒</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">雨水貯留浸透施設の計画</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="3">容量又は規模及び構造</td><td colspan="2">管理者（帰属先）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="10"></td></tr>
</table>

注　「その他」欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記入してください。

様式第２号（第４条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年　　月　　日

徳島県知事　殿

申請（協議）者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法（第37条第１項／第37条第４項において準用する同法第35条）の規定により、雨水浸透阻害行為（の許可を受けた／について協議が成立した）事項の変更について、次のとおり（申請／協議）します。

変更に係る事項	１　雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	２　雨水浸透阻害行為区域の面積	㎡
	３　雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	４　対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可（協議）番号		年　月　日　第　号
工事の計画の変更に伴い変更する事項	１　雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年　月　日
	２　雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年　月　日
	３　対策工事の着手予定年月日	年　月　日
	４　対策工事の完了予定年月日	年　月　日
その他必要な事項		
※受付年月日		年　月　日　第　号
※変更の許可（協議）に付した条件		
※変更の許可（協議）番号		年　月　日　第　号

注　１　「変更に係る事項」欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」欄は、変更しようとする事項について変更後のものを記入してください。

２　「その他必要な事項」欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第２２９号）、都市計画法（昭和43年法律第１００号）その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況等を記入してください。

３　※印欄は、記入しないでください。

様式第３号（第４条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年　　月　　日

徳島県知事　殿

届出者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
電話番号

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、特定都市河川浸水被害対策法第37条第３項の規定により次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号			年　月　日　第　号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年　月　日
		変更前	年　月　日
変更の理由			
その他必要な事項			

様式第４号（第５条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年　　月　　日

徳島県知事　殿

届出者　住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号　　年　　月　　日　第　　号）について、次のとおり着手しましたので、特定都市河川浸水被害対策法施行条例第３条の規定により届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日		年　　月　　日
対策工事の着手（予定）年月日		年　　月　　日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）	
	連絡先	電話番号
	現場管理者の氏名	

様式第５号（第９条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第　　号
年　　月　　日

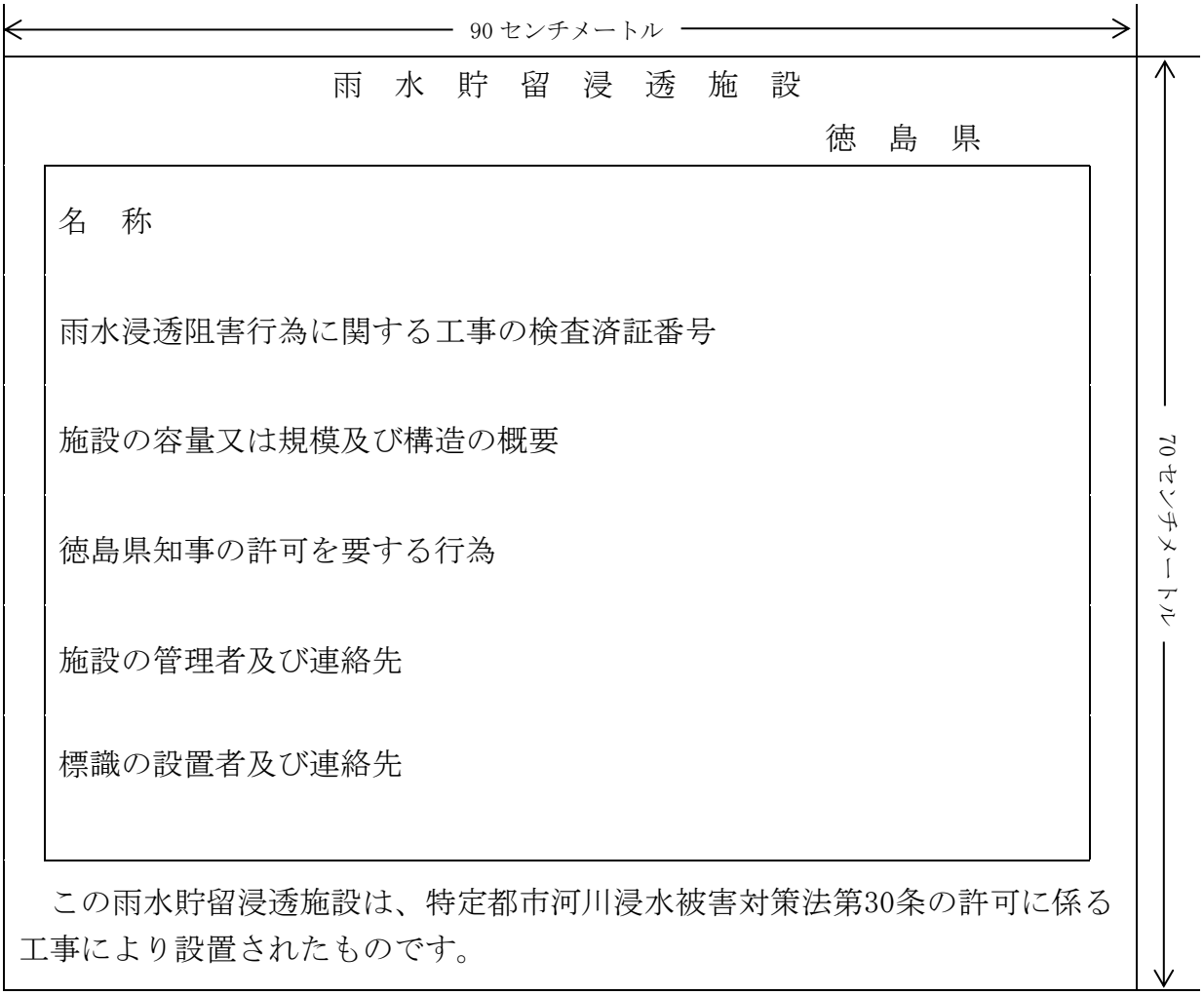
殿

徳島県知事

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、　　年　　月　　日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

雨水浸透阻害行為の許可（協議）番号		年　　月　　日　　第　　号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）	

様式第６号（第10条関係）



注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第７号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令

（雨水浸透阻害行為／雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為）に関するもの

命令を受けた者の住所及び氏名

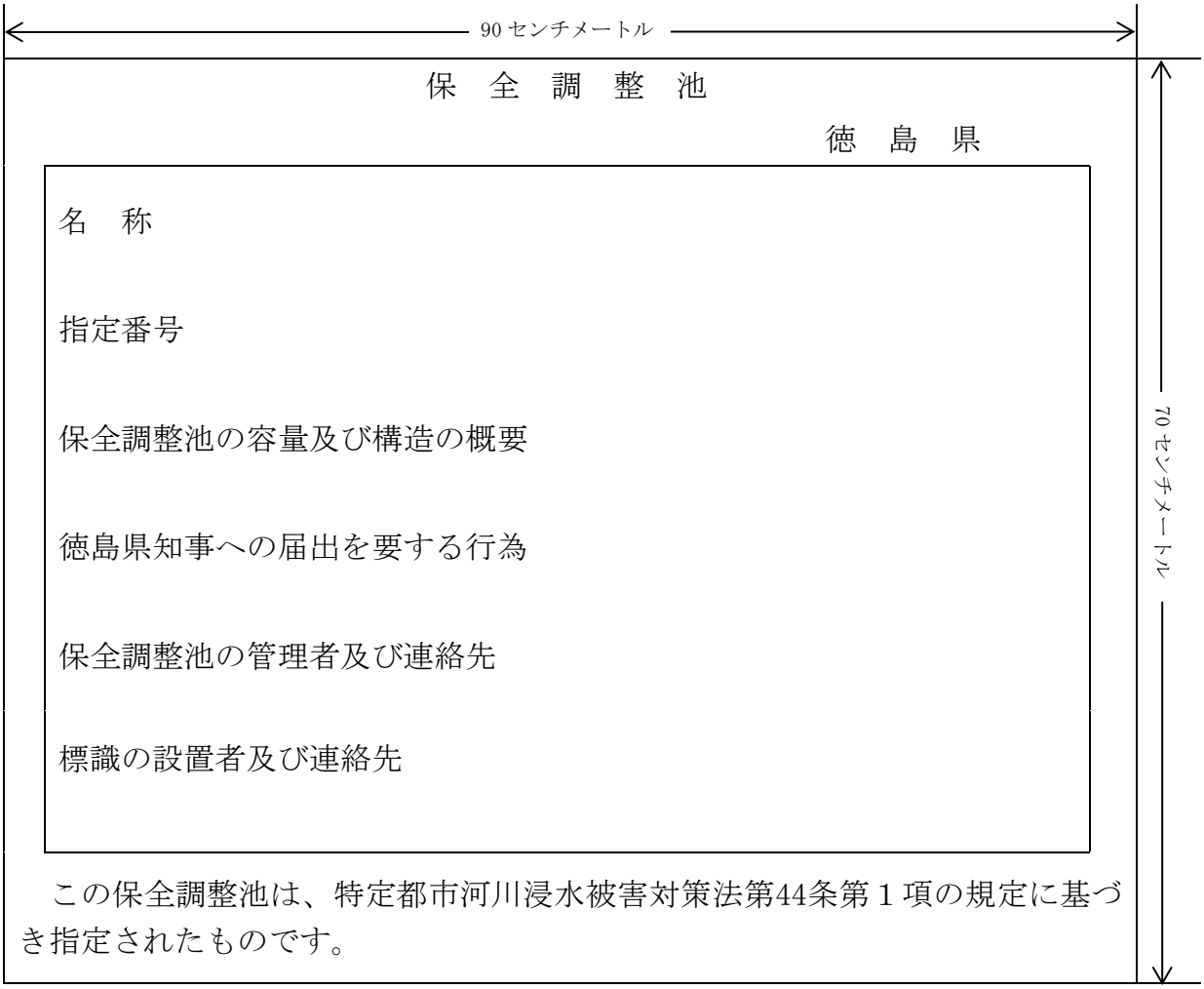
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第１項の規定により、　　年　　月　　日付けで　　を命じた。

年　　月　　日

徳島県知事

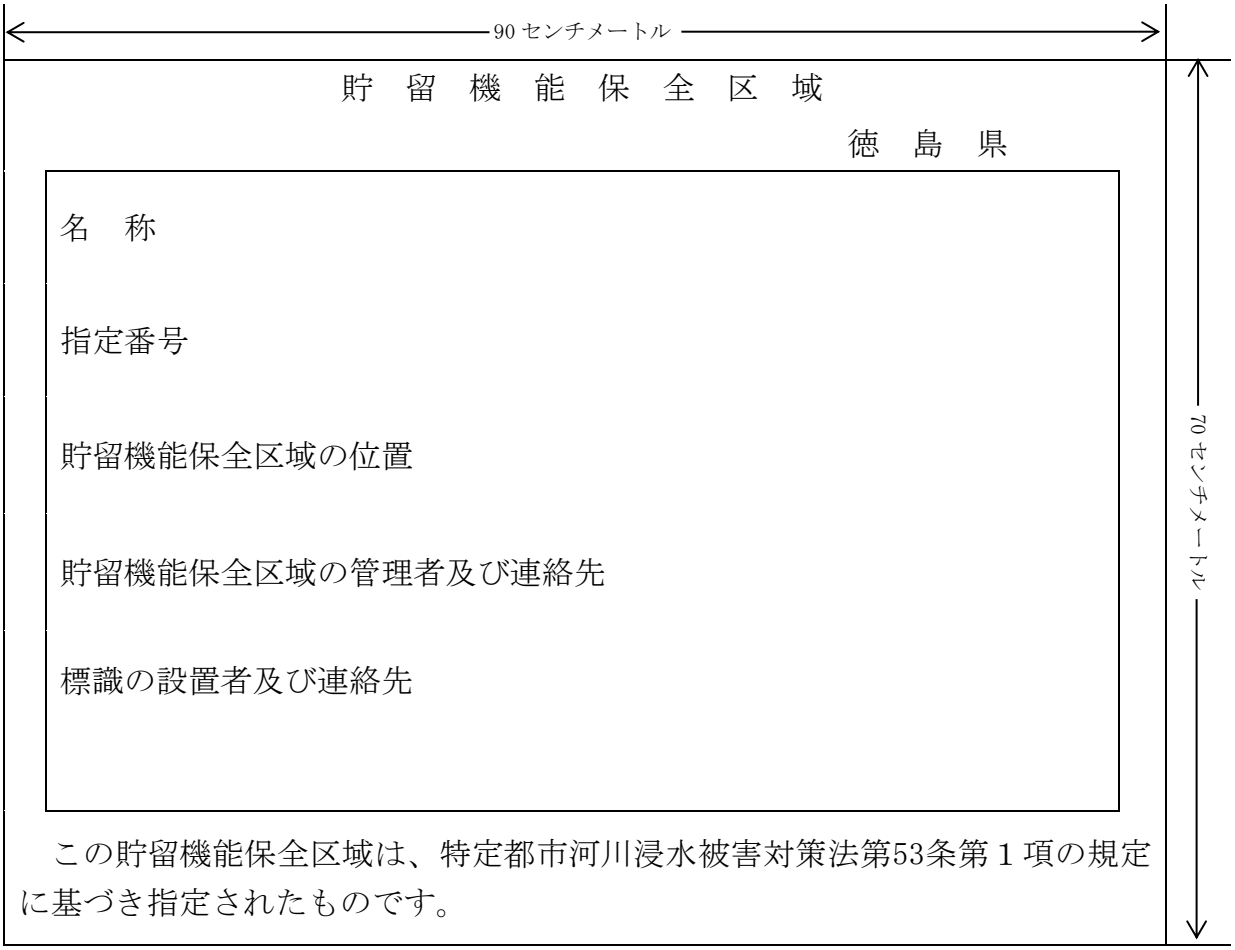
様式第８号（第10条関係）



この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第１項の規定に基づき指定されたものです。

注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第９号（第10条関係）



注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

様式第10号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令

（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第１項の規定により、　　年　　月　　日付けで　　を命じた。

年　　月　　日

徳島県知事

様式第11号（第11条関係）

（表面）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

発行日　　年　月　日
有効期限　自）　年　月　日
　　至）　年　月　日

徳島県知事　　印

6センチメートル

8センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第42条　都道府県知事等は、第30条、第37条第１項、第38条第２項、第39条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第12号（第11条関係）

（表面）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第74条第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

発行日　　年　　月　　日
有効期限　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日

徳島県知事　　印

6センチメートル

8センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第74条　都道府県知事等は、第57条第１項、第62条第１項、第63条第２項、第64条、第66条、第71条第１項又は前条第１項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第13号（第11条関係）

（表面）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

受注者　会社名（所　属）
　　氏　名（職氏名）

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第１項の規定により測量又は調査のための土地の立入り等をすることができる者であることを証明する。

発行日　　年　　月　　日
有効期限　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日

徳島県知事　　印

6センチメートル

8センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（測量又は調査のための土地の立入り等）

第77条　国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第３条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）若しくは第４項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第１項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

２　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入る者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入る場合においては、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

５　第74条第２項の規定は、第１項の場合について準用する。

６　第１項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用する者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

７　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

８～10　（略）